

議案第68号

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例中一部改正の件

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和7年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例（平成6年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第14条から第17条までを次のように改める。

第14条から第17条まで 削除

第18条中「証明書をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第18条の次に次の1条を加える。

（窓口専用端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）

第18条の2 第13条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書を利用して、窓口専用端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された本町が設置する端末機で、各証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第14条から第17条までを削除する規定は、令和7年7月1日から施行する。

説 明

令和7年度に導入を予定している窓口専用端末機による印鑑登録証明書の交付申請等を規定するとともに、自動交付機での印鑑登録証明書交付申請等を令和7年6月30日に終了するため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>第14条 削除</u></p>	<p><u>(専用端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)</u> <u>第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら本町の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機に印鑑登録証及び暗証番号（暗証として入力された4けたのアラビア数字をいう。以下同じ。）を使用して必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。</u></p>
<p><u>第15条 削除</u></p>	<p><u>(暗証番号の登録)</u> <u>第15条 前条の規定により印鑑登録証明書の交付の申請をしようとするときは、あらかじめ本人自ら町長に暗証番号の登録の申請をしなければならない。</u> <u>2 第5条の規定は、暗証番号の登録の申請の確認について準用する。この場合において同条中「印鑑の登録」とあるのは「暗証番号の登録」と、「印鑑登録申請者」とあるのは「暗証番号の登録の申請者」と読み替える。</u> <u>3 町長は、前項の規定による確認をしたときは、当該暗証番号を登録するものとする。</u></p>
<p><u>第16条 削除</u></p>	<p><u>(暗証番号の変更)</u> <u>第16条 前条第3項の規定により暗証番号の登録を受けた印鑑登録者（以下「暗証番号登録者」という。）は、その登録を受けた暗証番号（以下「登録暗証番号」という。）を変更しようとする</u></p>

改正案	現 行
<p>第17条 削除</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第18条 第13条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書及び同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。<u>以下同じ。</u>）を利用して、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、各証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p><u>（窓口専用端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）</u></p> <p>第18条の2 第13条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書を利用して、窓口専用端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された本町が設置する端末機で、各証明書</p>	<p><u>き、自ら町長に登録暗証番号の変更の申請をしなければならない。</u></p> <p><u>（暗証番号の廃止）</u></p> <p>第17条 暗証番号登録者は、登録暗証番号を廃止しようとするときは、町長に登録暗証番号の登録の廃止の申請をしなければならない。</p> <p>2 第3条第2項の規定は、暗証番号登録者が自ら前項に規定する申請をすることができないときについて準用する。</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第18条 第13条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書及び同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を利用して、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、各証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

改正案	現 行
<p><u>を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第14条から第17条までを削除する規定は、令和7年7月1日から施行する。</u></p>	